

令和4年10月18日

〒540-8512

大阪市中央区城見1-4-35

住友生命保険相互会社 御中

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海

理事長 杉浦 市郎

(連絡先) 〒464-0075

名古屋市千種区内山3丁目28番2号KS千種ビル6階

事務局長 伊藤 英樹

(TEL : 052-734-8107、FAX : 052-734-8108)

お問い合わせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害の防止及び救済などを目的とする特定非営利活動法人（NPO法人）です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成され、平成22年4月14日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法13条の内閣総理大臣の認定を受けております。

さて、今般、貴社の生命保険への加入を検討していた消費者から、貴社のウェブサイト及びパンフレットの記載に関して情報提供がありました。

つきましては、別紙のとおり、お問い合わせ申し上げますので、ご検討の上、貴社のご見解を、令和4年11月18日までに上記連絡先宛書面にてご回答下さいますようお願い申し上げます。

なお、本お問い合わせに対する貴社のご回答の有無・内容につきましては、消費者被害発生防止の観点から、当団体のホームページその他適宜の方法により公表することがありますことを申し添えます。

敬具

(別 紙)

1 貴社ウェブサイトの記載

貴社のウェブサイト（ホーム>よくあるご質問）（https://sumitomolife.dga.jp/fa_q_detail.html?id=2352&category=&page=1）においては、「クーリング・オフの電磁的記録による申し出は専用フォーム以外の方法（メール、SNS等）ではできないのですか？」という問いに対し、「他の方法によるお申し出であっても、申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内のお申し出であることが確認できる場合には、受け付けさせていただいております」と記載されています。

2 貴社パンフレットの記載

一方、貴社のパンフレット（「住友生命プライムフィット」）の9頁には、「書面又は当社ホームページの専用フォーム以外（メール・SNS等）からのクーリング・オフは受け付けません」と記載されています。

3 お問い合わせ内容

上記1及び2の記載は、相互に矛盾しているかと存じますが、いずれの記載が正しいのか、お問い合わせ申し上げます。